

資料4-1

16文科開第951号
平成16・09・24資庁第3号
平成17年2月28日
平成17年12月22日改正
平成19年2月7日改正
平成19年4月1日改正
平成19年12月14日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年3月31日改正
平成22年8月31日改正
平成23年4月13日改正
平成24年4月6日改正
平成25年1月29日改正
平成25年7月8日改正
平成26年9月29日改正
平成27年4月1日改正
平成27年9月30日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成31年3月29日改正
令和2年7月31日改正
令和3年4月1日改正
令和4年3月22日改正
令和6年3月22日改正

都道府県知事 殿

文 部 科 学 省 研 究 開 発 局 長

経済産業省資源エネルギー庁長官

電源立地地域対策交付金の運用について（通達）

13. 交付金の交付対象としない事業等について

次のいずれかに該当するものは交付金の交付の対象としない。

- (1) 国が行う事業の地方公共団体負担分への充当
- (2) 国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業であって国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものの地方公共団体負担分への充当
- (3) 国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業であって国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められていないものの地方公共団体負担分への充当（各省庁の了解を得ている場合を除く。）
- (4) 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所、市役所、区役所及び町村役場に係る経費（需用費を含み、整備法施行令第6条第2号から第7号まで及び第11号に該当する施設において実施される交付規則第3条第1項第7号から第9号までに掲げる措置として行う事業（当該施設の整備及び維持管理に係る部分を除く。）に関する業務に必要なスペースに係る建設費及び改修費を除く。）及びこれらに従事する者の給与への助成（整備法施行令第6条第2号から第7号まで及び第11号に該当する施設において実施される交付規則第3条第1項第7号から第9号までに掲げる措置として行う事業のうち、3.（4）ア（キ）の人件費を計上する事業（当該施設の整備及び維持管理に係る部分を除く。）に関する業務に従事する者の給与への助成を除く。）
- (5) 特定の者を利するための事業、奢侈的営業、風俗営業、投機的事業その他の交付対象とすることが適当でない事業
- (6) 経理上の損失を補填する事業
- (7) 住民の家計費補助（交付規則第3条第1項各号に掲げる措置に関するものを除く。）